

## 【I-ライフル協会】ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦

### ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦基準要綱

#### 1. 趣 旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第3項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

#### 2. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認められた者について行うものとする。

- (1) 満20歳以上の者。ただし、日本スポーツ協会から法第5条の2第1項第1号の推薦を受けている場合にあつては、18歳以上の者
- (2) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会員）
- (3) 国民スポーツ大会のライフル銃射撃競技に参加する選手又はその候補者と認められる者
- (4) 日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会（都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行う運動競技会を含む。）のライフル射撃競技（3姿勢120発競技、3姿勢60発競技、伏射60発競技、伏射40発競技及び伏射20発競技に限る。）に、原則として毎年2回以上又は直近3年間で計6回以上参加し、引き続き年2回以上参加し得る者
- (5) 前号で定める運動競技会における得点に関し次のいずれかを満たす者
  - ① 参加した1回以上の運動競技会で、日本ライフル射撃協会段級審査規程で定める1級相当以上の点数（別表1級の欄に掲げる点数以上の点数をいう。）
  - ② 参加したすべての運動競技会で、日本ライフル射撃協会段級審査規程で定める5級相当以上の点数（別表5級の欄に掲げる点数以上の点数をいう。）
- (6) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

#### 3. 推薦の手續

- (1) ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦を受けようとする者は、電磁的方法による電子申請を行う。申請にあたって大口径ライフル銃は誓約事項（誓5）に、小口径ライフル銃は誓約事項（誓6）に同意することにより完了する。

- (2)申請者が所属する加盟団体は、電子推薦申請をした者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、承認ボタンを押下する。
- (3)日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についてのライフル銃の技能講習免除推薦依頼書（依 7）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (4)日本スポーツ協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、以下を日本ライフル射撃協会に交付する。  
法第 5 条の 2 第 3 項第 1 号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）別記様式第 15 号の推薦書（推 9）正副各 1 通
- (5)日本ライフル射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本 1 通及び写しを加盟団体に送付する。
- (6)加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7)推薦書は 1 申請につき 1 通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は 1 年とする。

#### 4. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ①日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ②誓約事項に違反したとき
- ③正当な理由なく、日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会（加盟団体が主催して行う運動競技会を含む。）のライフル射撃競技に年 2 回以上参加しなかったとき
- ④その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

#### 5. 取り消しの手続

- (1)日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推薦を受けた者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（上 4）1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2)推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（頼 4）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。

(3)日本スポーツ協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書(消4)1通並びに推薦取消通知書(通4)正本1通及び写し1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。

(4)日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを電子推薦申請を適合と判定した加盟団体に送付する。

#### 附 則

1. この要綱は、平成21年12月4日から施行する。
2. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
3. この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

#### 別 表

対象となる競技種目及び基準点(大口徑、小口径)

区分		1 級	5 級
3 姿勢種目	120 発競技	960	440
	60 発競技	480	220
伏射種目	60 発競技	540	300
	40 発競技	360	200
	20 発競技	180	100

基準要綱2.(2)の運用について

- 1) 障害者手帳の交付を受けている者は、依託射撃を含めることができる。  
- なお、この場合の基準点は、別表1の伏射種目の点数とする。

## 誓約事項

### I ライフル銃の技能講習免除に関する推薦

(更新) 大口径ライフル銃技能講習免除 >

#### (( 誓 5 ))

- 日本ライフル射撃協会制定の推薦基準要綱並びに射撃競技規則を守り、銃器弾薬の関係法令、危害予防規則を遵守し、スポーツ射撃に精励します。
- 標的射撃用途で所持した銃を狩猟など用途目的以外の使用は一切しません。標的射撃用途で譲受けた実包及び火薬類を狩猟など用途目的以外の使用は一切しません。
- 推薦を受けて所持しているライフル銃を放銃した日より2週間以内に、定められた様式により、加盟団体に内容を報告します。
- 当該ライフル銃について、用途目的を狩猟や パイアスロン競技、ランニングターゲット競技に変更する場合は、そのことを加盟団体に報告し、推薦を取り直します。
- 日本ライフル射撃協会を退会することにより推薦の取り消し、所持許可の取り消しとなっても一切異議を申し立てません。

## 誓約事項

### I ライフル銃の技能講習免除に関する推薦

(更新) 小口径ライフル銃技能講習免除 >

#### (( 誓 6 ))

- 日本ライフル射撃協会制定の推薦基準要綱並びに射撃競技規則を守り、銃器弾薬の関係法令、危害予防規則を遵守し、スポーツ射撃に精励します。
- 推薦を受けて所持しているライフル銃を放銃した場合はその日より2週間以内に、定められた様式により、加盟団体に内容を報告します。
- 当該ライフル銃について、用途目的を狩猟や パイアスロン競技、ランニングターゲット競技に変更する場合は、そのことを加盟団体に報告し、推薦を取り直します。
- その他日本ライフル射撃協会の指導を守ります。

《 依 7 》

番 号  
年 月 日

## ライフル銃の技能講習免除推薦依頼書

公益財団法人 日本スポーツ協会  
会 長 殿

公益社団法人 日本ライフル射撃協会  
会 長

下記の者について、ライフル銃に係る銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 2 第 3 項第 1 号の推薦を依頼いたします。

### 記

#### 1. 被推薦者

本 籍  
住 所  
職 業  
氏 名 性別  
生年月日

#### 2. 推薦の理由

国民スポーツ大会のライフル銃を用いて行う射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であります。

なお、更新等を受けたい銃の種類は、次の通りです。

種 類 ライフル銃

(( 推 9 ))

第 号

## 推 薦 書

年 月 日

公安委員会 殿

推薦者

公益財団法人 日本スポーツ協会  
会 長

銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 2 第 3 項第 1 号の規定により、下記のとおり推薦します。

被 推 薦 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生 年 月 日	
推薦の理由	国民スポーツ大会のライフル銃を用いて行う射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であります。 なお、更新等を受けたい銃の種類は次の通りです。  種 類 ライフル銃	

(( 上 4 ))

県名	
番号	

## 推薦取消上申書

年 月 日

公益社団法人 日本ライフル射撃協会  
会 長 殿

加盟団体名  
代表者氏名 印

下記の者についての推薦の取り消しを上申します。

記

### 1. 被推薦者

住 所

氏 名

推薦年月日

年 月 日

推薦書番号

第 号 技能講習の免除に関する推薦

種 類

ライフル銃

### 2. 取消の理由

(( 頼 4 ))

番 号  
年 月 日

## 推薦取消依頼書

公益財団法人 日本スポーツ協会  
会 長 殿

公益社団法人 日本ライフル射撃協会  
会 長

下記の者についての、推薦取消を依頼いたします。

### 記

#### 1. 被推薦者

住 所

氏 名

推薦年月日 年 月 日

推薦書番号 第 号 技能講習の免除に関する推薦

種 類 ライフル銃

#### 2. 取消の理由



(( 消 4 ))

第 号

## 推薦取消書

年 月 日

殿

公益財団法人 日本スポーツ協会  
会 長

貴殿の推薦を取り消します。

記

推薦年月日 年 月 日

推薦書番号 第 号 技能講習の免除に関する推薦

種 類 ライフル銃

取消の理由

(( 通 4 ))

第 号

## 推薦取消通知書

年 月 日

公安委員会 殿

公益財団法人 日本スポーツ協会  
会 長

下記の者の推薦を取り消しましたので通知します。記

住 所

氏 名

推薦年月日 年 月 日

推薦書番号 第 号 技能講習の免除に関する推薦

種 類 ライフル銃

取消の理由